

あきる野市中小企業チャレンジ支援奨励金公募要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、国や東京都等が実施している支援策を活用し、販路開拓、新商品・新サービスの開発、設備投資等を積極的に取り組んでいるあきる野市内の事業者に対し、事業全般に広く使える奨励金を交付します。

2. 対象者

以下の①～③全ての要件を満たす中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（※1）

- ①市内に主たる事業所・事務所（※2）を有する法人または個人事業主
- ②納期の経過した分の市税（固定資産税および市民税）を完納している者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年3月1日から令和3年3月31日までに対象となる支援策の補助決定等を受けた者

（※1）中小企業基本法第2条に該当する中小企業者の定義と具体例

業種分類	定義	具体例
小売業	資本金の額又は出資総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人事業主	飲食店、喫茶店、小売店、コンビニ、居酒屋、スナック、バー、製造小売業（パン屋・菓子屋等）、ガソリンスタンド、通信販売、持ち帰り・配達飲食サービスなど
サービス業	資本金の額又は出資総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人事業主	清掃、クリーニング、理・美容、公衆浴場、不動産業、旅館、ホテル、民宿、ゲストハウス、観光施設、結婚式場、劇場、映画館、スポーツクラブ、カラオケボックス、情報通信業、ソフトウェア業、医療・介護・保育サービス業など
卸売業	資本金の額又は出資総額が1億円以下、又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人事業主	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業など
製造業 その他	資本金の額又は出資総額が3億円以下、又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主	製造業、建設業、運輸業など上記以外のすべて

(※2) 事務所は①人的設備、②物的設備、③事業の継続性の3つの要件を備えている必要があります。

①人的設備とは、事業に対し労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいい、労務を提供する契約（雇用契約）を結んでいる正規の社員のみではなく、法人の役員、正規従業員でないアルバイトまたはパートタイマーを設置している場合も含まれます。人的設備のない無人倉庫や独立した車庫は、事務所等とはなりません。

②物的設備とは、事業が行われるのに必要な土地、建物があり、その中に機械設備又は事務設備など、事業を行うのに必要な設備を設けているものをいいます。

③事業の継続性については、その場所において行われる事業が、ある程度継続性を持つ必要があります。一時的（3ヶ月程度、建設工事現場の事務所の場合は6ヶ月程度）に設置された現場事務所、仮小屋等は、継続性がないため事務所等には、該当しません。

3. 対象となる支援策

国や東京都等が実施する新型コロナウイルス感染症に関連した販路開拓、新商品・新サービスの開発、設備投資等に関する補助事業が広く対象となります。

(1) 国等が実施する支援策

事業実施主体	支援策
経済産業省	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 小規模事業者持続化補助金 サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金 JAPANブランド育成支援等事業費補助金
厚生労働省	働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)
	その他市長が認める支援策

(2) 東京都等が実施する支援策

事業実施主体	支援策
東京都産業労働局	観光経営力強化事業(先進的取組支援)補助金
公益財団法人 東京都中小企業振興公社	緊急販路開拓助成事業助成金 非対面型サービス導入支援事業助成金 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業助成金 占用許可基準緩和によるテラス営業支援事業助成金 業態転換支援事業助成金 BCP実践促進助成金

公益財団法人 東京しごと財団	事業継続緊急対策（テレワーク）助成金 テレワーク導入促進整備補助金 テレワーク定着促進助成金
公益財団法人 東京観光財団	宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業補助金 タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業補助金 バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業補助金
	その他市長が認める支援策

※上記の支援策においても、本奨励金の目的に合致しない取組を実施した場合は、奨励金の交付対象外となる場合があります。

（交付対象外となる取組の例）

新型コロナウイルス感染症と一切関係の無い取組

福祉や教育など社会的課題の解決を主たる目的とする取組 等

4. 交付金額

一律50万円（申請回数は1事業者当たり1回まで）

※本奨励金は事業全般に広く活用することができます。

※本奨励金は上記の支援策の事業者負担分を補助する制度ではありません。

5. 申請受付期間

令和2年10月1日（木）～令和3年3月31日（水）※予算額に達した時点で終了します。

6. 申請方法

下記の必要書類を一式を、あきる野市役所商工振興課へ直接提出または郵送して下さい。

①中小企業チャレンジ支援奨励金交付申請書 【様式第1号】

②中小企業チャレンジ支援奨励金交付請求書 【様式第4号】

③対象となる支援策の補助決定等を受けたことが確認できる書類の写し

※補助金交付決定通知書、採択決定通知書など

※令和2年3月1日から令和3年3月31日までの期間に決定されたものが対象となります。

④市内に主たる事業所を有することを確認できる書類

※登記簿謄本、確定申告書、許認可書、会社パンフレットなど、あきる野市内の事業所の住所が記載されている書類をいずれか1つ添付してください。

⑤直近の納期到来分の市税（市民税・固定資産税）の納税証明書又は非課税証明書

※本奨励金の申請に係わる納税証明書・非課税証明書の交付手数料が無料となりますので、市民課または五日市出張所の窓口職員にお申し出ください。

※①様式第1号と②様式第4号はあきる野市のホームページからダウンロードすることができます。

7. 奨励金の交付

提出書類を審査し、審査が完了したのから順に結果を通知し、記載した口座に振り込みます。※日付の指定はできません

8. 奨励金の返還等

奨励金支払後に交付要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により奨励金を受領したことが判明した場合は、既に交付した奨励金全額を返還することになります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの特別相談窓口（無料）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けに、中小企業診断士や社会保険労務士による特別相談窓口を設置しています。各種補助金の申請サポートなども実施していますので、お気軽にご相談ください。

あきる野創業・就労・事業承継ステーション Bi@Sta（ピスタ）

住所：あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア2階

開設時間：午前10時～午後5時 毎週月曜～金曜（第2水曜・年末年始を除く）

電話番号：042-518-7778

《お問い合わせ・提出先》

〒197-0814

あきる野市二宮350

あきる野市環境経済部商工振興課

中小企業チャレンジ支援奨励金担当

電話番号：042-558-1867



あきる野市ホームページ

←必要書類はこちらから
ダウンロードできます。